

議案第 82 号

筑西市駐車場条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 4 日

筑西市長 須 藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市駐車場条例の一部を改正する条例

筑西市駐車場条例（令和 4 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表下館駅東駐車場の項を削る。

第 5 条第 1 号中「、下館駅東駐車場」を削る。

第 8 条第 1 項中「及び下館駅東駐車場」を削り、同条第 2 項中「、下館駅東駐車場」を削り、同条第 4 項中「及び下館駅東駐車場」を削る。

第 10 条を次のように改める。

（駐車料金の徴収）

第 10 条 市長は、次の各号に掲げる使用者の区分に応じ、当該各号に定めるときに駐車料金を徴収するものとする。

- (1) 第8条第1項に規定する回数券を使用する者 回数券の交付を受けるとき。
- (2) 第8条第2項に規定する定期券を使用する者 定期券を使用する月の前月の末日まで（4月に定期券の交付を受ける場合にあつては、その月の末日まで）
- (3) 前2号のいずれにも該当しない者 自動車を駐車場から出場させるとき。

第12条第2項中「及び下館駅東駐車場」を削る。

別表中

下館駅前駐車場	を	下館駅前駐車場	に改める。
下館駅東駐車場			

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。